

- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



水引地区から避難先施設までの経路

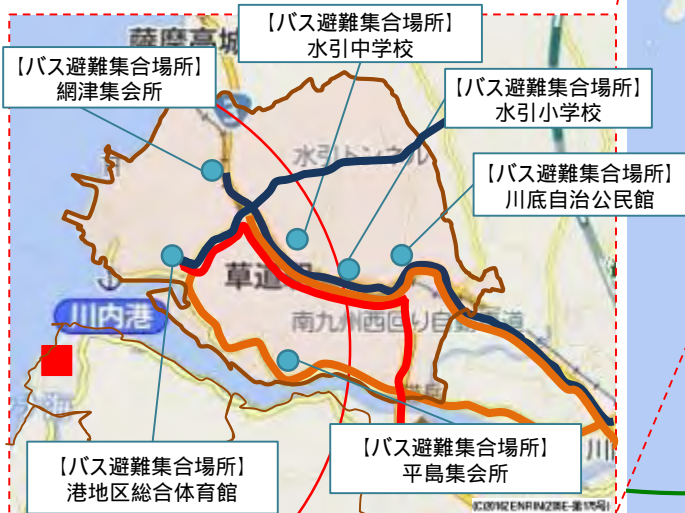
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

第1経路
 県道338号 国道3号 南九州道(薩摩川内水引IC~建部IC) 県道24号 国道225号 県道216号 県道214号 国道58号

第2経路
 (県道338号または県道44号) 国道3号
 ((南九州道(薩摩川内都IC~市来IC)または(県道42号 国道328号)) 国道3号 国道10号

第3経路
 ((県道44号 県道338号)または国道3号)
 ((グリーンロード 国道328号)または(国道3号 国道267号)) 国道504号 県道56号 県道55号 国道10号

PAZ内地域	人口	うちバス避難者数
		水引地区



避難先:鹿児島市
 鹿児島県文化センター
 (宝山ホール)
 かごしま県民交流センター
 県立図書館本館

峰山地区から避難先施設までの経路

- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

PAZ内 地域	人口	うちバス避難者数
		峰山地区



第1経路
 県道43号 南九州道(薩摩川内高江IC ~ 鹿兒島IC)
 指宿有料道路(鹿兒島IC ~ 谷山IC) 県道20号

第2経路
 県道43号 (南九州道(薩摩川内高江IC ~ 市来IC)または国道3号)
 国道270号 県道22号 県道20号

第3経路
 県道43号 国道3号 国道267号
 国道504号 県道51号 県道42号
 国道10号 国道225号 県道20号

避難先: 鹿兒島市
 鹿兒島盲学校
 開陽高等学校
 鹿兒島南高等学校

避難を円滑に行うための対応策

○ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリコプターからの映像伝送等により道路渋滞を把握し、鹿児島県・関係市町及び県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

川内地域における交通対策

交通誘導対策

- 避難区域及び外周の主要交差点等における県・市町職員や県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

交通広報対策

- 道路管理者が管理する「道路情報板」及び県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- 日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報

交通規制対策

- 突発対応型信号機に遠隔介入し、原子力発電所方向への車両等の進入を抑制するほか、混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保
- 停電による信号機の滅灯等の事態が発生した場合には、可搬式発動発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応

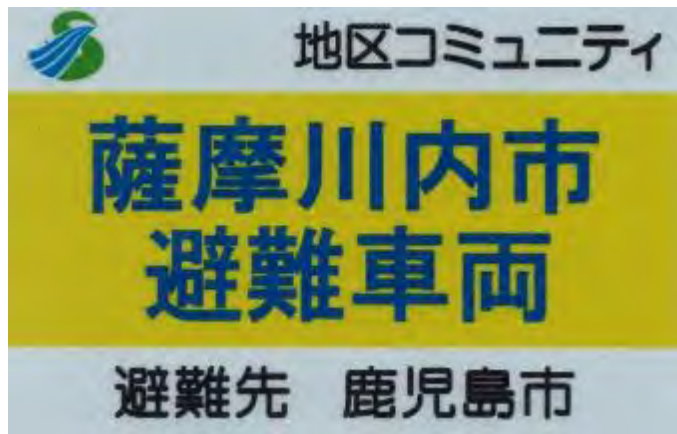


凡例

- : 交通誘導を行う主な交差点
- : 道路情報板及び交通情報板設置箇所
- : 突発対応型信号機設置箇所

避難を円滑に行うための対応策

- さつ ま せん だい し
薩摩川内市では、PAZ内4地区における自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民へ避難車両を識別するための「避難車両シール」を配布。
- 鹿児島県及び関係市町では、自家用車による避難誘導を適切に行うため、避難誘導のための案内板を緊急時に避難経路上に設置。
- 薩摩川内市は、地区ごとの避難経路図を作成し、薩摩川内市内の各戸に配布済。
- 鹿児島県は、「原子力だより」等による広報活動を実施。「原子力だより」では、原子力防災の取組みや川内原子力発電所周辺の環境放射線の調査結果などを紹介し、年3回程度発行。



避難車両シール



薩摩川内市が全戸配布している
避難経路図



原子力だよりかごしま
を年に3回程度発行

自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整

- 自然災害等により、避難先施設が使用できなくなった場合は、関係市町の避難計画において決められている受入先市町を避難先候補(合計828施設・受入可能人数約24万人)として、鹿児島県が調整のうえ避難先を決定する。
- 不測の事態により、避難計画において受入先と決められている市町が避難先にできない場合は、鹿児島県が県内の受入先以外の市町村等とも調整のうえ、避難先を決定する。



避難計画で定められている受入先市町

避難元市町	受入先市町
薩摩川内市	鹿児島市
	垂水市
	曾於市
	霧島市
	南さつま市
	姪良市
	湧水町
	薩摩川内市
	鹿児島市
	枕崎市
いちき串木野市	指宿市
	南九州市
	伊佐市
	姪良市
	長島町
阿久根市	湧水町
	熊本県芦北町
	熊本県津奈木町
	鹿児島市
	霧島市
鹿児島市	霧島市
	伊佐市
	熊本県水俣市
出水市	出水市
	南さつま市
日置市	日置市
姪良市	姪良市
さつま町	鹿児島市
	霧島市
長島町	さつま町
	長島町

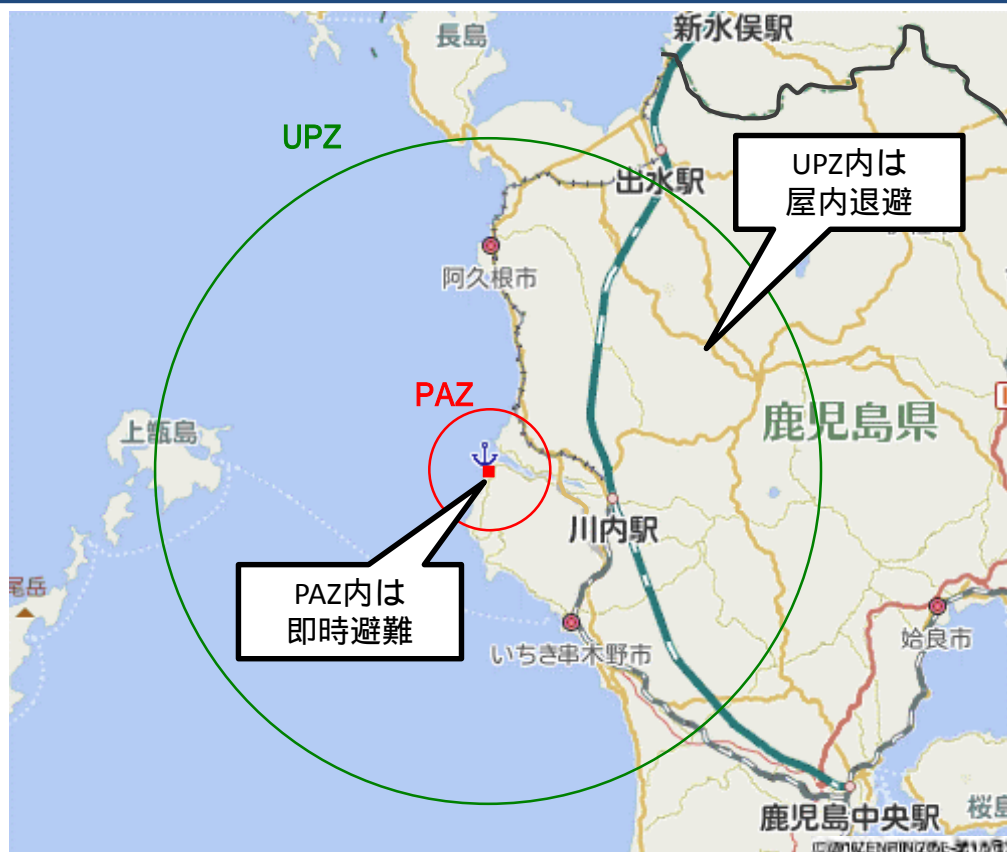
6 . UPZ内における対応

<対応のポイント>

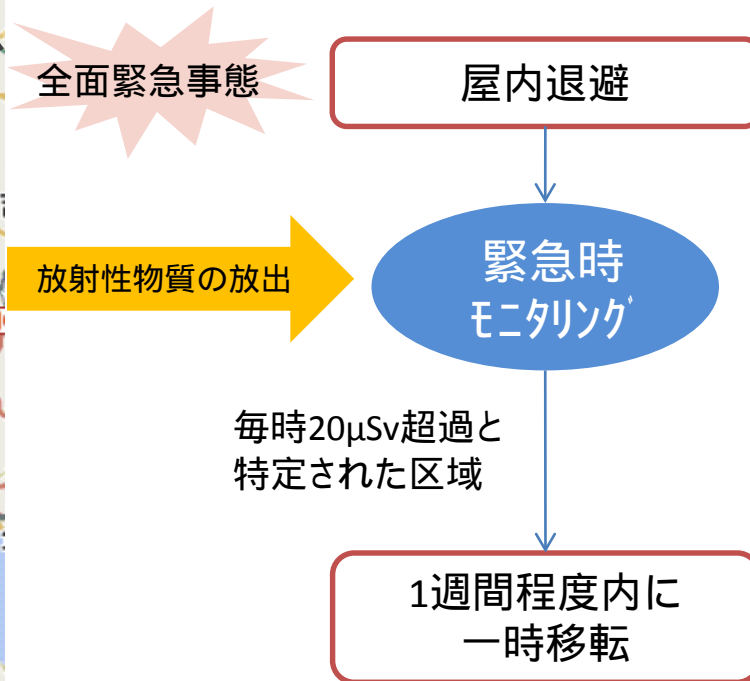
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民(避難行動要支援者を含む。)は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、国の原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、予防的防護措置として、PAZ内住民の即時避難開始とともに、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果により、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時500 μ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時20 μ Sv超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Sv超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(以下、「一時移転等」と言う。)を的確に実施する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



空間放射線量率が毎時500 μ Sv超過となる区域が特定された場合は当該区域の住民を避難させる。